

答 申

第 1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第 2 の 2 の非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 4 年(2022年) 8 月16日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、「〇〇から長野県北信保健福祉事務所福祉課へ提出された〇〇に関する平成28年 6 月 6 日付の事故等報告書に関する「指定障害福祉サービス事業所等指導実施要領に基づく調査」の内、〇〇の職員の〇〇氏への聞き取り結果」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 4 年 8 月22日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第 7 条第 2 号に該当し非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるとの理由により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 4 年11月10日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。
- 4 令和 4 年11月15日、本件実施機関は、審査請求人に対して、審査請求の理由が不明確であることを理由に、補正を命じた。
- 5 令和 4 年11月21日、審査請求人は、審査請求書を補正し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

公文書の存否を第三者の目で確認していない。公文書が実際に存在するか否かにかかわらず公開請求を拒否することができる解釈するのは誤りであり、処分の対象である公文書が存在していないのに処分だけ下している疑いがあるため、審査会の権限で公文書の存否を確認すべきである。

公開請求に係る公文書の存否自体は個人情報に該当するが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報（条例第 7 条

第2号イ) であるため、存否を明らかにすべきである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件請求において、特定の個人の実名を挙げ、公文書の公開を請求しているが、当該公文書を保有しているか否かの情報自体が、県による特定個人への聞き取り結果の有無という個人に関する情報であり、条例第7条第2号の非公開情報に該当する。

また、条例第7条第2号イ)に該当し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために例外的に公開すべき情報に該当する事情も認められない。

2 条例第10条該当性について

審査請求人は、本件請求において、特定の個人の実名を挙げ、県による同人への聞き取り結果に係る公文書の公開を請求しているが、本件請求に係る公文書が存在するか否かにかかわらず、その存否を答えること自体が条例第7条第2号に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件請求については、条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

なお、審査請求人は、本件請求に係る公文書の存否が第三者の目で確認されていない旨主張するが、当該公文書を保有しているか否かの情報自体が条例第7条第2号の非公開情報に該当することをもって決定の判断を行うことが可能であることから、第三者が当該公文書を確認する必要はない。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求の内容について

本件請求の内容は、特定指定障害福祉サービス事業所で発生した事故等の報告書を受けて県が行った特定個人への聞き取り結果に係る公文書を求めるものである。

2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件請求について、公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号に該当し非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるとの理由により、条例第10条の規定により本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非公開決定を行った。

本件決定について、審査請求人は、公文書が実際に存在するか否かにかかわらず公開請求を拒否することができる解釈することは誤りであり、条例第10条の規定の適用は、公文書の存在が前提となっていると主張する。また、公開請求に係る公文書の

存否自体は、個人情報に該当するが、条例第7条第2号イに該当し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる情報であるため、存否を明らかにすべきであると主張する。一方、本件実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が、特定個人の事故への関与の有無という個人情報を公開することとなると主張する。

本件決定が妥当であるというためには、仮に本件請求に係る公文書が存在する場合に、当該公文書が非公開情報に該当することが必要である。

したがって、まずは本件請求に係る公文書の条例第7条第2号該当性について検討し、次に条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかとせず非公開とする決定を行ったことの妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」及び「特定の個人は識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。ただし、これらの非公開情報のうち、本号アからウまでに該当する情報は、非公開情報から除外されている。

本件請求は、特定の個人の氏名を挙げた上で、県による当該特定個人への聞き取り結果を対象としていることから、本号に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。また、審査請求人が主張するように、当該情報が本号イに該当し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であるとの特段の事情も認められない。同様に、当該情報が本号ア及びウに該当する特段の事情も認められない。

よって、本件請求に係る公文書が本号に該当するとした本件実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第10条の規定による非公開決定の妥当性について

条例第10条は、公開請求について、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合とは、公開請求に係る公文書の存否について回答するだけで、条例第7条各号に規定される公開を拒むことができる非公開情報を公開することとなる場合をいうものと考えられる。

(1)に記載のとおり、本件請求の内容は、それ自体が条例第7条第2号に規定される非公開情報に該当するところ、当該公文書の存否を答えることによって、特定の個人が特定勤務場所へ就労しているか否かや、特定個人が事故に関与したか否かという情報を明らかとする結果を生じさせるものと解される。したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第7条第2号に規定する非公開情報を

公開することとなると認められる。

よって、本件実施機関が条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した判断は、妥当である。

なお、審査請求人は公文書が実際に存在するか否かにかかわらず公開請求を拒否することができるという解釈するのは誤りであり、条例第10条の規定の適用は、公文書の存在が前提となっているため、審査会の権限で公文書の存否を確認すべきであると主張するが、条例第10条の規定は、公文書の存在が決定の条件となっておらず、決定の性質上、審査会として公文書の存在を確認する必要も認められない。

3 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和4年（2022年）	11月25日	諮問
	12月28日	理由説明書受領
令和5年（2023年）	2月22日	意見書受領
	7月31日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	9月12日	審議
	11月28日	審議終結